

キャッシュ・フロー情報の意義

—FASB 概念を中心にして—

永 田 靖*

はじめに

本稿では、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報とはどのような特質があるのかについて言明したい。それにより、キャッシュ・フロー計算書によってもたらされる会計情報を明らかとする。また、その会計情報に関する理論上の有用性について検討する。そのためには、キャッシュ・フロー計算書を最初に導入した国であるアメリカの FASB の会計情報の諸特質を参照する。それは、キャッシュ・フロー計算書が制度化された背景にある FASB の概念を探求することで、当該計算書の制度化をもたらし概念思考に近づくと考えられるからである。

なお、本稿での検証の基点にするキャッシュ・フロー計算書は、FASB 基準により作成される当該計算書を前提としたい。また、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報の質的特性を SFAC 第2号により明確にし、情報の有用性について検証する。ついで、キャッシュ・フロー計算書という財務表自体が提供する情報については、SFAC 第5号よりその役割を明らかにしたい。

1. 基礎的前提条件

本稿でいうところのキャッシュ・フロー情報という用語の定義は「キャッシュ・フロー計算書という財務表により提供される情報」という意味で用いる。したがって、企業が将来においてもたらすと考えられるキャッシュ・フローの現在価値に関連する情報ではなくて、企業がある一定期間に活動を行い、その結果として実現した事後的なキャッシュ・フローに関連する情報を意味している⁽¹⁾。そのため、現金お

* 広島経済大学経済学部講師

よび現金同等物という価値変動リスクをともしない金融資産に関する過去のフローに関する情報である。

また、会計情報の有用性は、一般の証券投資者が投資判断の意思決定に役立つ会計情報の特性と考える。証券投資者は株式・債券へ投資する際には、当該投資に必要な現時点での現金と、投資から期待できる将来の現金に関する現在価値を比較し、そして、投資にともなうリスクを考慮して投資の意思決定を行うと考えられる。証券投資者にとって株式・債権への投資から得られる将来の現金とは、株式ならば配当金および株式の売却による現金収入であり、債権であれば利息と償還または売却による現金収入である。

証券投資者は投資の対象と考える企業の将来においてもたらされると考えるキャッシュ・フローに基づき、株式・債券の価値を評価すると通常は考えられている。したがって、証券投資者が投資の意思決定を行う際の有用な情報とは、企業の将来キャッシュ・フローの評価に役立つ情報ということになる。

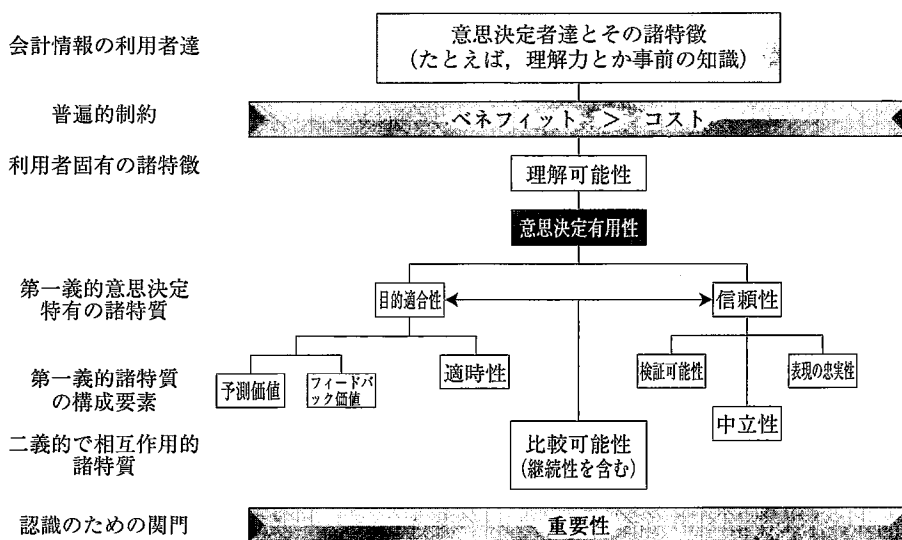
近年になり、キャッシュ・フロー情報の有用性に対する議論が高まっている。本稿でいうところの「有用性」の意味内容について明確にしなければならないと考える。そこで、キャッシュ・フロー計算書導入の先駆国であるアメリカの FASB の SFAC 第2号で示されている会計情報の質的特徴からキャッシュ・フロー情報の特性を明らかにし、概念的な意味合いでのキャッシュ・フロー情報という会計情報の有用性について検証する。これは、キャッシュ・フロー計算書の源流は FASB の活動にあると考えられるため、キャッシュ・フロー計算書よりもたらされる会計情報の諸特徴を SFAC 第2号の詳細を検証することで明らかにしたいと考えているためである。そこで、会計情報自体の質的特徴と有用性について考察を行いたい。

2. 会計情報の諸特質

会計情報をもたらす財務報告は、それ自体が目的ではなく、企業経営や経済的意志決定に有用な情報をもたらすことを意図したものである。こうした視点から、FASB は1980年に「財務会計基礎概念第2号：会計情報の質的諸特徴」を公表し、その目的を「会計情報を有用ならしめる会計情報の諸特徴を検討する⁽²⁾」としている。

SFAC 第2号では、「有用性の少ない情報とより有用な会計情報とを区別する諸特徴を説明する⁽³⁾」こととしている。また、「有用な会計情報の諸特徴は、財務報告の諸目的と首尾一貫した会計基準の開発での指針を提供すべきである⁽⁴⁾」という FASB の考え方に基づいている。しかし、FASB は SFAC 第2号を基準とはしておらず、ルール作りの概念的基礎の一部を提供するものであるとしている⁽⁵⁾。

FASB では図表 1 にあるように、会計諸特質の階層構造を示している。この図表は、会計情報を有用ならしめる諸特質間の関係を図示しており、諸特質を 2 つに分けている。第 1 グループの特質としては、「会計情報は目的適合的で、信頼できるものであるべきであるということである。もしこれらの諸特質のいずれかが完全に欠けているならば、その情報は有用なものではない。」⁽⁶⁾ としている。そして、目的適合性と信頼性という基準はさらにいくつかの構成要素に分解される。



SFAC1980a, par. 32. 参照

図表 1-1 会計諸特質の階層構造

継続性の意を含んだ「比較可能性」というのは 2 番目の特質グループである。それは、情報の有用性に貢献するために目的適合性と信頼性という第 1 グループの特質と相互に影響し合うものである。

さらに二つの制約条件が示されている。一つは、情報は有用であるとともに、その作成コストを正当化するだけのベネフィットがなければならないということである。もう一つは、示された諸特質はすべて「重要性」のあるものでなければならないということである。つまり、「重要性」と「コスト・ベネフィット」という 2 つが制約条件として示され、それらの制約条件に適合した情報の諸特質が考察の対象になるということである。

この図表 1-1 で注意しなければならないことは、「第一義的諸特質」と「二義的諸特質」との間の区別はするが、「諸特質間での優先順位がつけられていない」⁽⁷⁾

ということである。それは、それぞれの特質に付されるべき相対的な重要性は事情に応じて変化することに違いないと考えたためである。この図表が目指しているのは、それぞれの特質の相対的な重要性の順位づけにあるのではなく、「むしろ関係を明白にすることに⁽⁸⁾ある」ものである。財務情報は有用性であるためには、示された特質のそれぞれを最低限度は持っていなければならないということを示すことであって、それぞれの特質の優先度は事情に応じて変化する可能性があるということである。

この図表には会計情報の諸特質の他に意思決定者も示されているため、意思決定者とその特徴についてまとめてみたい。

意思決定者は、どのような会計情報が有用であるかを判断するが、「そのような判断は、なされるべき決定、使われる意思決定の方法、既に所有している情報あるいは別の源泉から得られる情報、情報を処理する意思決定者の能力（単独で、または専門家の手助けを得て）等の諸要因によって影響を受ける。ある利用者にとって最適の情報が別の利用者にも最適であるとは限らない。」⁽⁹⁾としている。そこで、情報の有用性については、個々の利用者に固有の条件が重要な問題となるが、このような問題は、FASBの直接の考察対象ではないため、所与にしている。しかし、会計情報は事情に精通した利用者を前提にしていることに注意しなければならない。

つまり、「財務情報は用具であって、大部分の用具と同様にそれが使えない人や、使うつもりがない人や誤った使い方をする人々にとっては、あまり直接的な助けにはなりえない。しかし、使い方を学習することができるし、財務情報も適切な使い方を学びたいと思っているすべての人々——専門家だろうと素人だろうと——に利用できる情報を提供すべきである。」⁽¹⁰⁾と明確に述べている。このことは、「情報の理解可能性（understandability）は、利用者の特徴と情報固有の特徴の結びつきによって支配される」⁽¹¹⁾ということに解せる。そのため、「理解可能性」という特質は、図表では意思決定者である利用者の特徴と情報の意思決定有用性との間に位置するものとして示されている。これは、FASBが特定の意思決定者よりは、一般的で広範な種類の意思決定者に関心をもち、これを理由として、一般目的の外部財務報告のための「基礎概念」や「基準」作りに努力するのであって、個別的な特定状態の意思決定を問題としているのではない、ということの意味していることがわかる。

したがって、情報利用者の固有の理解力や知識といった資質は当然のことながら所与であり、そのような資質と意思決定の内容との関連が出てくる「理解可能性」という特質も、意思決定状況の中での与件として、詳細に検討してはいない。それ

は、意思決定者がどれだけの知識をもっているのか、彼らが受け取る情報の重要性をどれほどよく理解できるのかということは、意思決定者の個人的資質の問題だからである。しかし、特定の意思決定問題に直面して、意思決定者がどれほどの理解可能性をもっているかについては、意思決定者の資質と問題の性格に依存することになる。

目的適合性⁽¹²⁾ということとは——情報がある状況または意思決定との関連でもっている特質とみなす」という立場から、FASB は理解可能性を意思決定者と意思決定有用性の中間に位置づけたのである。これは、意思決定者の個人的資質と意思決定という問題の性格の双方によって決定されることであり、所与として前提とされることになった。

次節では、FASB が会計情報の有用性を考える際に、第一義的なものとしている信頼性および目的適合性の観点から、キャッシュ・フロー情報の有用性を検証することを主題としたい。そのために、FASB における信頼性および目的適合性について明確にすることから始めることとする。

3. 信頼性とキャッシュ・フロー情報

会計情報の信頼性とは、概ねその会計情報にほとんど誤謬や偏向が存在しておらず、また表現しようとするものを忠実に表現していることを保証する情報の特性を示すことになるだろう。そして、FASB では会計情報の信頼性の水準は、表現の忠実性 (representational faithfulness) および検証可能性 (verifiability) の程度により異なる⁽¹³⁾、としている⁽¹⁴⁾。

FASB によれば、信頼性の内容について次のように述べている。

「情報は目的適合性であると同時に信頼性のあるものでなければならないというのが、会計にあっては中心となる考え方である。そこで、信頼しうるものとして記述されている会計数値に対して要求されていることがらの性格について明白にしておくことが重要となる⁽¹⁵⁾。」

さらに具体的に次のように述べている。

「ある測定尺度の信頼性というのは、それが表示したいと思っていることがらを表している忠実度に依存するし、検証を通して出てくることになる利用者に対する保証と結びついて、それは表現性ももつことになる⁽¹⁶⁾。」

これを解釈すれば、情報の信頼性というのは、情報がどれだけ忠実に実体を表しているかという表現の忠実性と、そのような情報の表現の忠実性が会計情報の利用者⁽¹⁶⁾にどれだけのことを保証しうるかに依存するということになる。つまり、「会計

情報はそれが表示したいと思っている経済状態ないし事象を表示するために、利用者たちがその情報に依存しうる程度において信頼しうるのである。」⁽¹⁷⁾ということになる。それにより、会計情報の信頼性は、表現の忠実性と検証可能性の二つの特徴をもつこととなるが、これらの二つの特徴と相互作用の関係にあり、会計情報の有用性に影響するものとして、中立性も考えているのである。

3-1. 表現の忠実性 (representational faithfulness)

「表現の忠実性とは、尺度ないし記述と、それが表示したいと思っている現象との間の対応性ないしは合致のことである。会計にあっては、表示されるべき現象とは、経済的諸資源と諸負債ならびにそれらの諸資源や諸負債に変化をもたらす取引ないしは事象である。」としている。つまり、表現の忠実性は、会計数値とそれらの数値が表したいと思っている諸資源または事象との間の対応ないしは合致を意味するものである。したがって、もっとも単純な場合においては、誤った表示のために、情報が信頼できないものになることを避けることになる。

それでは、会計情報の報告の対象は誰であるのか。FASB では、「合理的な事情に精通した利用者を仮定」⁽¹⁸⁾ するとしている。つまり、「財務報告によって提供される情報は、正確な測定値というよりはむしろ概算値、すなわち、多くの見積り、分類、集計、判断、ならびに配分を含んだ数値である」⁽¹⁹⁾ としてある程度情報を理解できることが利用者に求められており、その利用者を対象として報告がなされるということである。

しかし、そのような利用者が前提であっても、会計情報の表現の忠実性には問題があることは確かである。たとえば、資産の取得原価の決定がある。一組の資産を特定の金額で購入した場合、個々の資産に取得原価を配分するのは、そんなに容易ではない。それは、「選ばれた金額が、問題になっている経済事象を表すということを実証することは困難である。」⁽²⁰⁾ ということである。

そのことは、会計自体の概念が、日々複雑化することにより、経済現象の会計目的表示の忠実性の判定はますます困難になる。そして、信頼性と目的適合性ないし有効性を区別することは、確実に困難であるといわざるを得ない。

FASB によると、「信頼性は確実性 (certainty) ないしは正確性 (precision) を含意しない」⁽²¹⁾ としている。確実性や正確性のまったくない情報は信頼性のないことは確かである。しかし、会計情報の信頼性に関していえば、ある程度の幅や余裕が認められていると考えられる。それは、場合によれば、予測である見積もりでも信頼できる情報伝達になることもあるだろうし、ある属性のそれぞれの値に付けられ

た確率を示すことが、属性の尺度や、それを取り巻く不確実性についての信頼しうる情報を与える最善の方法であることもありうるのである。こうした場合において、会計数値を確実にしかも正確なものとして報告することは、信頼しうる報告の否定につながる。会計にあっては、「見積もりによる測定」と「正確な測定」との違いは、「ある場合には重要であるが、別の場合には重要でないこともありうる」⁽²²⁾のである。それを判断するのが会計責任者であるアカウントの仕事なのである。そのアカウントが常に直面している問題というのは、どの程度のゆがみが許されるのかということであり、絶えずデータと会計情報である財務諸表の信頼性に注意しなければならない。それは、会計を測定と伝達のプロセスと解するならば、会計的測定でのバイアスが会計情報の信頼性にとって重要な問題になりうるのである。

つまり、「会計情報はそれが表したいと思っていることがらの忠実な表示ではありえない。なぜなら、そこには2種類のバイアスのひとつあるいは両方があるからである」⁽²³⁾ということになる。2種類のバイアスというのは、測定方法でのバイアスと測定者側でのバイアスである。そのようなバイアスをなくするためには、測定者と測定方法の両者に、不偏性 (freedom from bias) が要求されることになる。⁽²⁴⁾ここで不偏性の意味は、問題の根底にある事象ないしは状態を適切に表示することを保証するのに必要と思える情報のうち、重要なものは何も残っていないということの意味している。このことは、コストを考慮したうえで、少なくとも重要でしかも実行可能であることがらの範囲内の情報の完全さということが、信頼性を保証することになる。

情報の完全性 (completeness) ということが重要になってくる。しかし、「完全性は常に相対的なものであるに違いない」⁽²⁵⁾とあるように、財務報告はすべてのことがらを示しえない。そこで、財務報告では省略や集約が必要となるが、その場合には「目的適合性」との関係で問題を考えなければならない。なぜなら、目的適合性は情報を省いてはならず、情報が伝達したいと思っていることがらを誤って伝えるというような省略も許されないものである。したがって、「情報の完全性は、その目的適合性にも影響を与える」⁽²⁶⁾ため、完全性ということは、情報の有用性を考える際に、その特質として「目的適合性」と「信頼性」の双方にとって必要な条件である。

3-2. 検証可能性 (verifiability)

「検証可能性とは、情報が表したいと思っていることがらを表示しているとか、

あるいは選ばれた測定方法がエラーないしはバイアスなしで使われていることを保証するために、測定者間でのコンセンサスが得られうること⁽²⁷⁾」である。この検証の目的は、会計的尺度が表示したいと思っていることがらを表していることを保証することにある。しかし、「検証は、使用された尺度がその情報が有用であることを意図している意思決定にとって、目的適合的であることを保証することには、ほとんどもしくは全く貢献しない。」⁽²⁸⁾としている。検証自体は、測定データの目的適合性を保証するものではなく、測定データの表現の忠実性をチェックするためのものであるといえるだろう。したがって、検証によりチェックされるのは、測定バイアス (measurement bias) より、むしろ測定者バイアス (measurer bias) にあると考えられる。

それについて、「測定者バイアスは測定を繰り返すことにより、同じ結果になることによって見出され、除去されうる。したがって、繰り返しができるということが会計的尺度のひとつの望ましい特質である。」⁽²⁹⁾としている。つまり、検証可能な財務会計情報とは、独立した測定者たちが同じ測定方法を使うことによって実質的に同じ結果をもたらすことになるものなのである。

そしてさらに、「検証というのは、使用された方法の適切さを保証するものではないし、ましてや結果としての測定の正しさを保証するものではない。それはただ、どのようなものであれ、使用された測定ルールが注意深く使われており、測定者の側に個人的なバイアスがないことを保証するものである。」⁽³⁰⁾としている。

しかし、情報から測定者バイアスだけを取り除いたとしても、情報は信頼できるものになるとは限らないのではないだろうか。つまり、使われた方法が、情報が表示したいと思っていることがらを表さない尺度である限りにおいては、このこと自体が情報の信頼性をなくすことになるからである。そして、「報告された測定の表現の忠実性は、測定が表したい経済的取引、事象または状況との対応関係の密接さにある。」⁽³¹⁾ということになる。そこで、表現の忠実性が欠けている測定は信頼するものではないために、表現の忠実性との関連で検証可能性を考えることの必然性も生じてくることとなる。

要するに、「検証可能性というのは、何人かの測定者が同じ尺度に達しそうであるということ以上のことを意味しない。それは、第一義的には、会計尺度を取り巻く不確かさから生じる測定問題に対処するためのひとつの手段である」に過ぎないのである。したがって、「会計情報の検証は、情報が高度の表現の忠実性をもっていることを保証するものではないし、高度の検証可能性を持つ尺度が必ずしもそれが有用であることを意図した意思決定に目的適合的であるとは限らない」⁽³²⁾のである。

3-3. 中立性 (neutrality)

中立性というのは、「基準の設定においてであれ、あるいは基準の適用においてであれ、第一の関心事は、結果として新しいルールが特定の利害関係者に利益をもたらさないようにして、情報の目的適合性と信頼性を達成すること⁽³³⁾」である。つまり、中立性とは「予定した結果を得ようとしたり、あるいは特定の形式の行動を導き出そうとするようなバイアスが報告情報にない⁽³⁴⁾」ことである。

ここで意味していることは、情報が予定した結果の方向への偏りがあってはならないということ、基準の設定者や情報の提供者が財務報告で「目的」を持ってはいけないということを表しているとは考えられない。さまざまな面に関心をもつ利害関係者の多くに役立つことが、情報が存在する目的ということであっても、前もってひとつの結果を予定しているという場合においては情報の目的ではありえない。それは、「情報は目的のあるものでなければならない。しかしながら、予定した目的⁽³⁵⁾ということの結果も予定しているということを決して意味しているわけではない。」ということからも明確である。

また、中立性ということ、目的がないということの意味しただけではない。それは、「会計は人間行動に影響すべきではないということも意味しない。会計情報は人間行動に影響を及ぼすことは避けがたいし、それを避けるべきでもない。」⁽³⁶⁾としているのである。ここでの問題は、望ましい結果を予定して、そのような結果をもたらすであろう情報を選択することは許されないということである。中立であるためには、「会計情報はできるだけ経済活動を忠実に報告すべきであって、ある特定の方向への行動に影響する目的で情報が伝達するイメージに色づけをしてはいけない。」⁽³⁷⁾としている。つまりは、中立性ということ、情報ができるだけ忠実な実体を表現しているということと、色のついてない情報であるべきであるということとなる。

人間がする行動が財務情報により影響を受ける可能性があることは否定できない事実である。また、人間の行動に関係ある多くの測定は、多かれ少なかれ人間の行動に影響を与えるものである。そうであるならば、測定は人間の行動に影響を及ぼすためにバイアスがかかることは否定できないのであれば、この測定をやめるべきという極端な結論は導出されない。若干のバイアスがかかるとしても、できる限りの中立的な測定を行うという努力までも否定してしまうならば、会計測定自体がなされえないことになってしまう。

そして、「会計における中立性は、それによって会計方針を判断するための重要な基準である。それは、中立でない情報は信頼性を失っているからである。」⁽³⁸⁾とし

ている。つまり、ここでいうところの信頼性とは、検証可能であり、情報が表示したいと思っていることがらを忠実に表示しているということについて信頼ができ、報告することがらの選択についてバイアスがないという意味である。そういった情報は、ある一部の人たちの利益を他の人たちのものより優先させるといった傾向がない。その結果として、中立性のある情報が確定することとなる。

この場合において、報告することがらの選択について、バイアスがないということは、重要なことがらを省いたり、都合の悪いことを除外して、都合の良いことだけを報告するという情報の完全性の欠如がないということである。測定の実事忠実性と報告での完全性が中立性にとって重要な要件であるということになる。したがって、「信頼し得ない情報とか潜在的に誤解を招くような情報の流布は、長期的にはすべての関係者にとって悪いもの⁽³⁹⁾」になるということである。中立的な立場から、事実を忠実に表現し報告することが、財務報告システムの本来あるべき姿である。

3-4. キャッシュ・フロー情報

キャッシュ・フロー計算書において表される情報は、ある一会計期間のキャッシュ・フローのイン・フローとアウト・フロー状況である。そこで表示される金額は、現金および現金同等物の収入と支出が行われた時点で測定され、認識されることとなる。キャッシュという言葉で表される資金範囲については、容易に換金可能であり、かつ価値変動のリスクが少ない金融資産であるという厳格な基準が存在しているため、キャッシュ・フローには代替的な測定値が存在する余地は少ない⁽⁴⁰⁾。そのため、キャッシュ・フローの測定に変更が介在する可能性は限りなく低く、キャッシュ・フロー情報に関する表現の忠実性の水準は極めて高いと考えられる。

また、キャッシュ・フロー計算書において測定され、認識される金額については、資金範囲が定められており、キャッシュ・フロー自体が第三者との取引に基づいて、貨幣価値により認識され、計上されることから、見積計算が介在する余地はないだろう。そして、複数の測定者がキャッシュ・フロー計算書に表示すべき金額を測定しても、同一の測定値が得られる可能性が高い。よって、キャッシュ・フロー情報の検証可能性の水準は高いと考えられる。

そして、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報は、利害関係者である人間の行動にバイアスをかけることは否定できない。これは他の会計情報と同様であり、結果として受けた情報により、何らかの行動を人間が起こすのは当然の事実である。しかし、経済活動の結果として表現される会計情報の忠実性は高いことと、測定し認識されるキャッシュ・フローの数値は、情報の測定者以外においても

容易に測定できることから、中立性についても要件を満たしていると考えられる。

ただし、ここで述べていること的前提条件としてあることは、基準の設定が適当であり、それによってもたらされる結果としての新しいルールが利害関係者に与える影響である。そのため、一国の内部での利害関係者へ向けた情報伝達に関するキャッシュ・フロー情報をもたらす情報の特質であり、国境を越えた国外の利害関係者への情報伝達については検証の対象外であることに留意しなければならない。

4. 目的適合性とキャッシュ・フロー情報

会計情報の目的適合性とは、会計情報の利用者に過去、現在および未来の事象もしくは成果の予測または事前の期待値の確認もしくは改訂を行わせることによって情報利用者の意思決定に影響を及ぼす情報の能力のことを示すものと考えられる。こうした意味で会計情報が情報利用者の意思決定に適合するかどうかについては、当該会計情報の予測価値 (predictive value) やフィード・バック価値 (feedback value) の水準に依存している⁽⁴¹⁾とされている。

4-1. 目的適合性 (relevance)

FASB において、会計基準の論議を行う際に、目的適合性は通常、問題になっている事柄に適合する⁽⁴²⁾とか、あるいは関係があるというような言葉の意味で定義づけられている。会計情報というものは、当然ながら、意志決定において目的適合的であるためには、意思決定に関連したものでなければならない。そこで、FASB では目的適合性の意味を次のように述べている。

「投資家、債権者ならびにその他の人々が投資や信用供与や同様な決定をするのに目的適合的であるためには、会計情報は、過去、現在ならびに将来の事象の結果についての予測を形成したり、予想を確認したり、修正したりすることで、利用者⁽⁴³⁾を助けることによって、決定に違いをもたらさうるものでなければならない。」

そして、「目的適合性というのは、過去、現在ならびに将来の事象の結果についての予測を形成したり、以前の予想の確認とか修正において利用者に役立ち、決定での違いをもたらさうる情報のキャパシティ⁽⁴⁴⁾」であるとしている。

ここにおいて注意しなければならないことは、将来の事象や結果についての予測をしたり、予想の確認や修正をするのに有用であるためには、「情報そのものが将来事象ないしは将来結果の予測である必要はない⁽⁴⁵⁾」ということである。つまり、現在の状況についての情報ないしは過去の業績についての情報は、将来事象の予測のためにも使えるということである。未来情報でないと、将来の予測や予想の修正や

確認ができないというものではない。過去情報でも未来の予測に使うことはできる。重要なことは、「情報は、それを持っていない人に違いを生じさせる⁽⁴⁶⁾」ということであり、違いを生じさせるところに情報の意義があると考えられるのである。

4-2. フィード・バック価値と予測価値 (feedback value and predictive value)

目的適合性を構成する要素には、「フィード・バック価値」と「予測価値」がある。FASB では、「情報は意思決定者の予測能力を改善したり、あるいは、以前の予想を確認したり修正したりすることによって、決定の違いを生じさせることができる。」⁽⁴⁷⁾としている。この意味することは、目的適合性という場合には、フィード・バック価値とか予測価値が含まれているといえるだろう。

ここにおいて、「フィード・バック価値とは、以前の予想を確認したり修正したりすることが利用者にできるようにする情報の価値」のことであり、「予測価値とは、過去ないしは現在の事象の結果を正しく予測させる見込みを増やすことで利用者を助ける情報の特質」⁽⁴⁸⁾のことである。

情報において、予測価値やフィード・バック価値があるということは、過去の知識なしでは将来の予測はできないということであり、「情報は、それがある状態についての不確実さを減少させうるならば、その状態について目的適合的である」ということを意味している。したがって、「ディスクロージャー要請は、ほとんどいつも予測を助けることと、以前の予測の確認ないしは修正という、二つの目的をもっている。」⁽⁵⁰⁾こととなる。過去の情報としての会計情報が目的適合的であるのは、過去の業績の伝達とそれが、将来の収益の予測にも役立つという意味をもっているからである。

また、「会計情報が予測価値を持つということは、会計情報そのものが予測であるということではない。」⁽⁵¹⁾と説明している。つまり、会計情報が予測価値をもつというのは、予測の過程へのインプットされたデータとして会計情報が役立つということであり、会計情報そのものが直接的に予測データであるということではない。財務予測のためには、モデルとそれに投入されるデータが必要であるが、会計情報はそのようなデータのひとつとして役立つということである。したがって、「情報の予測価値は、抽象的には判定できない。」⁽⁵²⁾ことになる。それは、さまざまなデータの集合と使用されるモデルの混在したものとして予測されるためである。しかし、「情報は人間の行動に影響を及ぼすし、人が違えば情報に対する反応も違ってくる」⁽⁵³⁾ために、情報の予測価値の評価は、非常に困難な問題であるということに留意しなければならない。

4-3. 適時性 (timeliness)

FASB では、「適時性は、付随的局面的目的適合性である。」⁽⁵⁴⁾と説明している。つまり、情報は、必要なときに利用可能でないであるとか、意思決定者の未来行動に役立つような情報価値がなくなってから利用可能となつては、何ら意味を持たないことになる。そして、「適時性とは、意思決定に影響を及ぼす情報の能力が失われる前に、意思決定者に利用可能な情報があることを意味する。適時性だけでは、情報を目的適合的にすることはできない。しかしながら、適時性にかけることは、それはもちえた情報の目的適合性を失わせることになる。」⁽⁵⁵⁾と述べている。

さらに述べるように、「適時性とは、それが意思決定に影響を及ぼす力を失う前に意思決定者が利用可能な情報をもつこと」⁽⁵⁶⁾である。しかし、「適時性には限度がある。」⁽⁵⁷⁾ことは確かである。株式公開買付といった事態が急速に進展する際には、適時性は1日または時間単位で測定されなければならないことになる。しかし、年次成果の公表の場合においては、四半期ごとまたは半年が単位となりうる。このように、状況に応じて適時性の時間的な長さが違ってくるとともに、適時性のために正確性を犠牲にしなければならないことが望ましい場合もある。つまり、早期に行われた予測が、時間のかかる正確な情報よりも有用なことがあるからである。しかし、適時性のために、情報の信頼性が大きく損なわれてしまうことになるならば、結果として、情報の有用性がなくなってしまうことになる。そのために、「信頼性を大きく損なうことなしで、ある会計数値の概算値をできるだけ利用可能にすること」⁽⁵⁸⁾が、情報の全般的な有用性を高めるために望ましいことになる。

4-4. キャッシュ・フロー情報

証券投資者等の意思決定者にとって予測価値のある会計情報とは、企業が将来もたらすであろうキャッシュ・フローを正しく予測できる可能性が高められるような性質を備えた情報である。この場合、予測価値は企業の将来キャッシュ・フローの予測そのものないしは代理変数としての価値ということではなく、証券投資者の予測の過程で含まれることにより、企業の将来キャッシュ・フローに関する予測能力が高められるという意味においての価値を示している。

また、証券投資者は企業の将来キャッシュ・フローを評価するためには、何らかの予測モデルに基づいて期待値を作成していると考えられるため、フィード・バック価値のある会計情報とは、企業のキャッシュ・フローに関連する予測モデルに基づいて作成された期待値を確認したり、改訂するのに役立つような性質を備えた情報ということになる。

しかし、意思決定者が用いる企業の将来もたらすであろうキャッシュ・フローの評価プロセスは多様であると思われ、ある会計情報の予測価値やフィード・バック価値を明確に評価することは容易ではないため、ある会計測定値の目的適合性を評価するためには、実証的な分析結果に依存せざるを得ない面が多い⁽⁵⁹⁾。概念的に少なくとも次の内容で意思決定者が投資の対象とする企業の将来キャッシュ・フローを評価するうえで、キャッシュ・フロー情報は一定の予測価値およびフィード・バック価値を有していると考える。

つまり、意思決定者が何らかの予測モデルに基づいて行った将来キャッシュ・フローの期待値の形成に関して、当該規定値が投資対象として適切であるかについて確認したり、あるいは期待値を改訂する場合においても、実際のキャッシュ・フローの測定値を利用しなければならないためである。

キャッシュ・フロー情報には、意思決定者において予測価値やフィード・バック価値を高めるような基礎情報を提供する機能を有しており、キャッシュ・フロー情報は、概念としては一定の目的適合性を備えた情報であるにとらえることができる⁽⁶⁰⁾。

5. 目的適合性と信頼性のトレード・オフ

財務情報が有用であるためには、「目的適合的」であるとともに、「信頼できる」ものでなければならない。要するに、これら二つの特質のいずれか一方でも欠けた場合には、財務情報は有用でないこととなる。しかし、現実の情報は、これら二つの特徴をさまざまな程度で有している。場合によれば、信頼性のために目的適合性を犠牲にすることもあり、またこの逆に、目的適合性のために信頼性を犠牲にすることもある。こうした意味で、情報はさまざまな諸特徴をさまざまな程度で含んでいるために、場合によれば、これらの諸特徴間でのトレード・オフが必要となってくる。

これらの諸特徴間での相対的重要性やトレード・オフをどう考えるかについては問題になりうるが、FASB は、これについては明確にしていない。「目的適合性」と「信頼性」のいずれか一方を完全に欠く情報は、まったく有用ではないということだけは明確にするが、「目的適合性」と「信頼性」の間での相対的重要性については、一般的には確定したことはいえないとしている⁽⁶¹⁾。つまり、「信頼性は財務諸表で伝達される情報では、目的適合性を犠牲にしてでも主要な特色であるべきであるし、一方、逆のことは財務諸表以外のところで伝達される情報については真理であるという見解にはかなりの支持があるように思える」⁽⁶²⁾が、問題のある見方である

としている。財務諸表情報では信頼性が目的適合性を優先し、財務諸表以外の情報では目的適合性が信頼性を優先するという見方は問題であるということとなる。

これについては、会計情報の諸特質間でのトレード・オフについても同じことがいえる。意思決定の種類とか会計情報の利用者のグループは多様であることは間違いない。そこで、特定の状況下で、目的適合性の特質を優先にするか、もしくは、信頼性の特質を優先にするかについては、一般的にはいえないという立場を FASB はとっている。したがって、現実には、ある特質を別の特質のために犠牲にするというようなトレード・オフはありうるが、ある特定の状態のもとで、どの特質が優先するかを一般的にはいうことができない。それは、意思決定の種類にもさまざまなものがあって、また利用者が違えば、違ったニーズをもっているために、違った優先順位をもつことがありうるためである。

このような形で SFAC 第 2 号では、目的適合性と信頼性間の論争は終わっている。詳しくは、ディスカッション・メモランダムでなされている。つまり、「高度に抽象的であり、しばしばそれらの財務諸表情報のための具体的意味については合意に達していない。さらに、いろいろな諸特質とか諸特徴間には論争があるし、しばしばトレード・オフが必要、または適切になる。⁽⁶³⁾」と FASB では考えている。そして、「今日では有用な財務諸表の諸特質間での目的適合性の第一義性ということは、広く、少なくとも文献では認められているため、財務諸表での情報の目的適合性を増大させるために正当に犠牲にしうるある種の検証可能性、客観性、あるいはその他の諸特質の程度ということが問題になってくる。」と説明している。現行の会計実務に対する批判として良く出てくるのは「それは情報の実質的な目的適合性を犠牲にして検証可能性を強調し過ぎる。⁽⁶⁵⁾」ということである。歴史的な原価主義に基づいている伝統的会計理論にはこのような傾向がある。そのため、情報の目的適合性を高めるために、歴史的な原価よりは時価の測定を提案し、そのための検証可能性や信頼性のいくらかについて犠牲にして良い、という主張もおこなわれうる。

つまり、FASB は目的適合性の第一義性を強調し、会計担当者は有用な情報の諸特質間の論争に関して多くのことを認め、トレード・オフをしていると考えている。必要なことは、このようなトレード・オフの健全性に絶えず気を付けておかなければならない。そして、「諸特質間でのトレード・オフやバランスをとること、論争のあること、重複のあること等は、通常は財務諸表情報をできるだけ有用にするために要請される⁽⁶⁶⁾」ことを率直に認める必要がある。

6. 財務諸表提供情報

本節では上述してきた会計情報の諸特質が、キャッシュ・フロー計算書においてどのように提供されているか、また、キャッシュ・フロー計算書という財務表が提供する情報について検証を加える。そのために、SFAC 第5号における財務諸表の定義を考察し、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報の特質を捕捉する。

6-1. 財務諸表の特徴

FASB は1984年に財務会計基礎概念ステイトメント第5号「企業財務諸表での認識と測定」(以下、SFAC 第5号と記す)を公表した。SFAC 第5号は、大きく分けて「財務諸表」と「認識規準」の二つの部分から成り立っている。ここでは、「認識と測定を別々に論じることは生産的ではない」という見解⁽⁶⁷⁾によっている。それは、認識規準を考えるためのベースとして財務諸表があるという考え方に基づいている。つまり、認識問題の中心にあるのは、「いかなる情報が、いつ財務諸表に正式に組み込まれるべきかについての基本的な認識規準と指針を設定する」⁽⁶⁸⁾ことにある。そのことから、認識規準を考えるためには、第一に「提示されるべき財務諸表」にはどのようなものがあり、「それらの財務諸表が財務報告の目的にどのように貢献しているか」⁽⁶⁹⁾が明らかにされていなければならない。

しかし、本稿では、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報にフォーカスしているため、他の財務諸表を検証するものではない。そこで、SFAC 第5号を考察していく際には、キャッシュ・フロー計算書に関するもののみを抽出したいと考える。

FASB は次のように財務諸表の特徴を明確にしている。

「財務諸表とは、財務報告の中心的部分であり、あるエンティティが外部の人々に財務情報を伝達するための基本的な手段である。一般目的外部財務報告では、財務諸表は会計記録に基づいて作成された名辞と金額を使った正式の作表であり、それは一定時点でのエンティティの財政状態を表したり、あるいはある期間中のエンティティの財政状態での変化の一種または数種のものを示す。財務諸表で認識される項目はエンティティのある種の諸資源(資産)、それらの諸資源に対する請求権(負債と所有者持分)、ならびにそれらの諸資源や請求権に変化をもたらす取引とかその他の事象や状況の影響の財務的表示である。あるエンティティの財務諸表は基本的には関連のある集合物であり、同じ基礎データから作られ相互に結びついてい

る。』⁽⁷⁰⁾

これが意味するものは次ぎの諸点である。つまり、第一に、財務諸表は財務報告の中心に位置して外部利害関係者に財務情報を伝達する手段であること。第二に、一般目的外部財務報告では、財務諸表は会計データから作られた財政状態や財政状態での変化の状況を示す表であること。第三に、そのような財務諸表では、企業の諸資源、諸資源に対する請求権、ならびに諸資源や請求権での変化をもたらす取引やその他の事象の影響の財務的表示がなされていること。第四には、それらの財務諸表は同じ基礎データから作られ、相互に関連のある表の集まりであることの諸点である。SFAC 第5号においては、これ以降、財務諸表と認識についての基本的な定義をした上で、財務諸表の不可欠な部分として注記や補足説明についての若干の補足説明をしている。しかし、これらは会計的認識規準が適用されないもの⁽⁷¹⁾とされており、財務諸表に組み込まれている項目について論ずるつもりであるため、本稿では考察を行わないものとする。

6-2. 財務諸表の目的

SFAC 第5号では、財務報告が提供すべき情報には次の3点を挙げて⁽⁷²⁾いる。

1. 現在ならびに潜在的な投資家、債権者ならびにその他の利用者達が合理的な投資、信用供与ならびに同様な決定をするのに有用な情報。
2. 投資家、債権者ならびにその他の人々が関係する企業についての将来のネットのキャッシュ・インフローの金額、タイミング、不確実性を見積もるのを助けるような情報。
3. 企業の経済的諸資源、これらの諸資源に対する請求権とか、取引、事象や状況で資源とか資源に対する請求権を変えるようなこと⁽⁷³⁾がらについての情報。

ここでは、キャッシュ・フロー計算書が提供しなければならない情報は、第二番目のものであることがわかる。

さらに、SFAC 第1号は、財務諸表を含む財務報告が提供すべき情報の種類についてのガイダンスも与えている。それには次の四つの情報⁽⁷³⁾がある。

1. 企業の経済的諸資源、諸債務ならびに所有者持分についての情報。
2. 企業の業績についての情報。
3. 企業がどのようにしてキャッシュを入手し支出したかとか、借入とか返済に

ついてとか、所有者たちに対する現金配当とかその他の企業資源の配分を含む資本取引とか、企業の流動性ないしは支払能力に影響しうるその他の諸要因についての情報。

4. 企業の経営者が委託された企業資源の利用によって所有者に対するそのスチュアードシップ責任をどのようにして果たしたかについての情報

これにより、キャッシュ・フロー計算書が提供しなければならない情報は、上記の第三番目に該当する部分であることがわかる。このことから、財務表であるキャッシュ・フロー計算書が提供する情報の役割は、外部利害関係者に対し企業についての将来のネット・キャッシュ・インフローの金額、タイミング、不確実性を見積もるのを助けるような情報を提供し、当該企業の活動にともなうキャッシュ収支、借入や返済、所有者への現金配当、資本取引の状況や支払可能能力に影響を与える可能性のある諸要因に関する情報を提供しなければならないのである。

こうしたさまざまな種類の情報を提供するためには、一種類の財務諸表だけではその目的を完全に果たすことは到底できない。そこで、「数個の財務諸表の十全で関連のある集まりが、財務報告の広範な目的を満足させるために必要である」⁽⁷⁴⁾ことは容易にわかる。つまり、財務報告が提供すべき情報の量と多様さは、数個の財務諸表を必要とすることになるとして財務諸表のセットを、FASB は示している。そのなかに、期中キャッシュ・フロー（cash flow during the period）を掲げている。⁽⁷⁵⁾

しかし、ここで注意しなければならないのは、FASB が提示している財務諸表は、一例に過ぎないということである。この例示は、完全不可欠な財務諸表の集まりを示しているというわけではないのである。

6-3. 財務諸表の限界

すでに述べたように、一般目的財務諸表は「好ましいキャッシュ・フローを生み出す企業の能力という点で、いろいろな潜在的利用者達の共通の関心事の方向を志向している」⁽⁷⁶⁾しかし、すべての利用者達が同様なニーズを持っているわけではない。それは、「“一般目的”というのとは“すべての目的”を意味しない」⁽⁷⁷⁾のである。つまり、「財務諸表はすべての利用者達にとって同様な満足を与えるものではない」⁽⁷⁸⁾ということに注意しなければならないのである。

情報の意思決定有用性というのは、いろいろなことがらの影響を受けるために、一概にはいえないということになる。同じ種類の意思決定をする財務諸表の利用者間でも、有用な情報が違ってくこともありうるだろう。情報そのものは意思決定

にとって目的適合的であり信頼しうるものであったとしても、意思決定者がそのような情報を完全に理解できなければ、その意思決定者にとっては、その情報は有用なものではなくなってしまう。また、財務諸表の各々は、それぞれ個別的な役立ちもするが、いくつかの財務諸表を結びつけて考察することが有用な情報をもたらすこともあるし、個々の財務諸表の構成項目の各々も有用である。そのため、それぞれの財務諸表の役割をよく理解した上で相互補完的に利用するならば、より有効な利用が可能になることは言うまでもない。

つまり、「財務諸表での分類は、もともと同じ性質をもつ項目を結びつけ、本来的に違った性質をもつ項目を区分することによって、分析を容易にする。将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測することを目的としている分析は、合理的に同質的な集団別に分類された財務情報を必要とする。」⁽⁷⁹⁾ものである。したがって、同じような性質をもつ項目を結びつけることによって、より大きな予測価値をもつ財務諸表情報を生み出すことが可能となるのである。

6-4. キャッシュ・フロー計算書提供情報

FASB はキャッシュ・フロー計算書を「キャッシュ・フロー計算書は、直接ないし間接に、一期間中の主要源泉別に分類されたエンティティのキャッシュ受入額と、主要用途別に分類されたキャッシュ支出額を表す。」⁽⁸⁰⁾と説明する。つまり、これは、債務の返済、配当の支払のための資金や、あるいは営業活動能力の維持・拡大のための再投資資金を生み出すための諸活動や、負債や持分による資金調達活動や、投資などの資金支出活動についての有用な情報を提供するものである。そこで、「エンティティの当期のキャッシュ受け入れと支払についての情報の主要な用途には、エンティティの流動性、財務弾力性、収益性ならびにリスクというような諸要因の判定を助けることも含まれる」⁽⁸¹⁾ことになる。

「発生主義会計によって測定された稼得利益も包括的利益も、営業活動からのキャッシュ・フローとは同じではないので、キャッシュ・フロー計算書は稼得利益や包括的利益と現金収支との間のずれや金額や根拠についての主要な情報を提供する」⁽⁸²⁾と FASB は説明する。つまり、情報の利用者は稼得利益または包括的利益と、それに関連したキャッシュ・フローとの間の関係を判定するために、キャッシュ・フロー計算書を利用するものと考えられる。

また、FASB は「キャッシュ・フロー計算書は認識問題をほとんど提起しない。というのはすべての現金の収支は、それらが発生した時点で認識されるからである」⁽⁸³⁾と述べている。つまり、キャッシュ・フロー計算書では、見積りや配分の問題は生

じないのであるが、キャッシュ・フロー計算書の分類項目をどのようにするのかについて、また、計算書の作表形式の問題⁽⁸⁴⁾については課題として残されている⁽⁸⁵⁾。

お わ り に

FASB の SFAC 第 2 号において明示されている会計情報の有用性は、目的適合的であり、かつ、信頼しうる情報であることであり、どちらかが完全に欠けていたならば、その情報は有用なものではないということであった。この二つの諸特質は、第一義的な特有の諸特質である。この第一義的な諸特質を構成するものには、目的適合性には予測価値、フィード・バック価値、適時性がある。信頼性には検証可能性、表現の忠実性、中立性がある。これらの諸特質を兼ね備えて二義的な特質である比較可能性をすべて満たした情報が「有用な」情報である。つまり、FASB は目的適合性の第一義性を認め、諸特質間でのバランスをとることの必要性を強調している。

FASB が述べる会計情報の諸特質を、キャッシュ・フロー計算書という財務表がもたらすキャッシュ・フロー情報に照らしてみると、当該計算書で表示される金額は、現金および現金同等物の収入と支出が行われた時点で測定され、認識されることとなる。キャッシュという言葉で表される資金範囲については厳格な基準が存在している。そのため、キャッシュ・フローの測定に変更が介入する可能性は限りなく低く、キャッシュ・フロー情報に関する表現の忠実性の水準は極めて高いと考えられる。

また、キャッシュ・フロー計算書において測定され、認識される金額については、資金範囲が定められており、キャッシュ・フロー自体が第三者との取引に基づいて、貨幣価値により認識され、計上されることから、見積計算が介入する余地はない。よって、キャッシュ・フロー情報の検証可能性の水準は高いと考えられる。

キャッシュ・フロー情報には、意思決定者において予測価値やフィード・バック価値を高めるような基礎情報を提供する機能を有しており、キャッシュ・フロー情報は、概念としては一定の目的適合性を備えた情報であると考えられる。

これらのことから、意思決定者に対して、財務表であるキャッシュ・フロー計算書がもたらす会計情報は、FASB が説明する情報の諸特質は満たしていると考えられる。また、キャッシュ・フロー情報は、FASB が想定する意思決定者に対して有用な情報であるということが出来る。

また、SFAC 第 5 号による財務諸表情報の特質からは、同じ基礎データから作成された財務諸表は、外部利害関係者に対し財務情報を提供するものである。ここで

の財務情報は合理的に同質的な集団別に分類された財務情報であり、財務情報利用者たちが将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測するのに役立つものである。さらに、キャッシュ・フロー計算書提供情報は、情報利用者たちが行う意思決定の要因となるエンティティの流動性、財務弾力性、収益性ならびにリスクというような諸要因の判定を助けうるキャッシュの受入額と支出額である。SFAC 第2号の会計情報概念がベースとなり、SFAC 第5号の財務諸表情報概念に発展していることは言うまでもない。

ここで、キャッシュ・フロー計算書が提供するキャッシュ・フロー情報に焦点を絞り特質を取って示せば、当該情報は目的適合性かつ信頼性の要件を満たした情報であり、有用な情報である。また、将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測することを目的とする情報利用者たちに稼得利益または包括的利益と、それに関連したキャッシュ・フローとの間の関係についての情報を提供し、SFAC 第5号に掲示される財務諸表提供情報としての要件を満たすことになる。

しかし、キャッシュ・フロー計算書それ自体に、分類項目問題、作表形式問題が課題としてあることに留意しなければならない。また、FASB 概念において、財務諸表が提供する情報は、同じ基礎データから作成され、各々の財務諸表の役割をよく理解した上で相互補完的に利用しなければ、有用な情報とはなりえないことにも注意しなければならない。

このように、課題を内包する財務表であるキャッシュ・フロー計算書に関しては、キャッシュ・フロー至上主義が横行している現状において重視される傾向にある。また、当該計算書提供情報の使途は、FASB の概念通りに解せばその情報の利用者たちの理解力に委ねられている。計数化された財務諸表情報は、時として定性的である重要な要素を提示できないため、意思決定者の的確な判断を歪める可能性があることに注意しなければならない。これらの検証については、別稿に譲ることとしたい。

注

- (1) 本稿において用いる「キャッシュ・フロー」という用語は、キャッシュ・フロー計算書に収容される現金および現金同等物のフローを意味するものとしてとらえている。
- (2) [FASB 1980a], par. 1.
なお、ここでは「会計情報」と「財務報告によって提供される情報」とはほぼ同義的に使われている。*Ibid.*, footnote 1 を参照。
- (3) FASB, *op. cit.*, par. 1.
- (4) *Ibid.*, par. 11.
- (5) *Ibid.*, par. 13.

- (6) *Ibid.*, par. 33.
- (7) *Ibid.*, par. 34.
- (8) *Ibid.*, par. 34.
- (9) *Ibid.*, par. 36.
- (10) *Ibid.*, par. 40.
- (11) *Ibid.*, par. 40.
- (12) *Ibid.*, par. 153.
- (13) *Ibid.*, par. 59, 62.
- (14) SEAC 第2号では、表現の忠実性および検証可能性と相互に作用して、会計情報の有用性に影響を及ぼす要素として中立性 (neutrality) を挙げている。このように中立性は主として会計基準の設定機関が、有用な会計情報を提供するための会計基準を設定する際に考慮しなければならない重要な要素である。
- (15) FASB, *op. cit.*, par. 58.
- (16) *Ibid.*, par. 59.
- (17) *Ibid.*, par. 62.
なお、FASB では信頼性という言葉を使用する際には、有効性ということは全く含んでないとしている。そのことは、有効性という情報にとって必要とされる一つの特徴は、会計にあつては、別の名称である、すなわち *relevance* として通用しているからであるとしている。
- (18) FASB, *op. cit.*, par. 64.
- (19) *Ibid.*, par. 64.
- (20) *Ibid.*, par. 66.
- (21) *Ibid.*, par. 72.
- (22) *Ibid.*, par. 74.
- (23) *Ibid.*, par. 78.
- (24) [AAA1966], p11.
- (25) FASB, *op. cit.*, par. 79.
- (26) *Ibid.*, par. 80.
- (27) *Ibid.*, glossary of terms.
- (28) *Ibid.*, par. 81.
- (29) *Ibid.*, par. 82.
- (30) *Ibid.*, par. 83.
- (31) *Ibid.*, par. 86.
- (32) *Ibid.*, par. 89.
- (33) *Ibid.*, par. 98.
- (34) *Ibid.*, glossary of terms.
- (35) *Ibid.*, par. 99.
- (36) *Ibid.*, par. 100.
- (37) *Ibid.*, par. 100.
- (38) *Ibid.*, par. 107.
- (39) *Ibid.*, par. 110.
- (40) 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」では、現金同等物を「容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資」(第二・一・2)

と定義している。キャッシュ・フロー計算書において表現しようとする情報は「容易に換金可能であり、かつ、価値変動リスクが僅少な金融資産のフロー」であることになる。

- (41) SFAC 第2号では、目的適合性の補完的な要素として適時性 (timeliness) を挙げている。
- (42) FASB, *op. cit.*, par. 46.
- (43) *Ibid.*, par. 47.
- (44) *Ibid.*, glossary of terms.
- (45) *Ibid.*, par. 48.
- (46) *Ibid.*, par. 49.
- (47) *Ibid.*, par. 51.
- (48) *Ibid.*, glossary of terms.
- (49) *Ibid.*, par. 52.
- (50) *Ibid.*, par. 52.
- (51) *Ibid.*, par. 53.
- (52) *Ibid.*, par. 54.
- (53) *Ibid.*, par. 55.
- (54) *Ibid.*, par. 56.
- (55) *Ibid.*, par. 56.
- (56) *Ibid.*, glossary of terms.
- (57) *Ibid.*, par. 57.
- (58) *Ibid.*, par. 57.
- (59) [百合草2001], 9頁参照。
- (60) キャッシュ・フロー情報の意思決定者にとっても目的適合性については, [FASB1980b, 1981a] においても詳細に検討されている。
- (61) FASB, *op. cit.*, par. 33.
- (62) *Ibid.*, par. 44.
- (63) *Ibid.*, par. 147.
- (64) *Ibid.*, par. 373.
- (65) *Ibid.*, par. 374.
- (66) *Ibid.*, par. 371.
- (67) FASB, Statement of Financial Accounting Concept No. 5, par. 94.
- (68) *Ibid.*, par. 1.
- (69) *Ibid.*, par. 1.
- (70) *Ibid.*, par. 5.
- (71) *Ibid.*, par. 9.
- (72) *Ibid.*, par. 10.
- (73) *Ibid.*, par. 11. これ以外に, FASB Concept Statement No. 1, par. 41, pars. 42–48, par. 49 and pars. 50–53 を参照。
- (74) FASB, *op. cit.*, par. 12.
- (75) *Ibid.*, par. 13.
- (76) *Ibid.*, par. 15.
- (77) *Ibid.*, par. 15.
- (78) *Ibid.*, par. 15.

- (79) *Ibid.*, par. 20.
 (80) *Ibid.*, par. 52.
 (81) *Ibid.*, par. 52.
 (82) *Ibid.*, par. 53.
 (83) *Ibid.*, par. 54.
 (84) 作表形式問題の詳細については [永田 2004a] を参照されたい。
 (85) FASB, *op. cit.*, par. 54, footnote 34. なお、資金計算書・資金運用表・資金の源泉と運用に関する財務表・財政状態変動表などと呼ばれるものの作表形成については、わが国でも決まったものはない。

参 考 文 献

- AAA [1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory 1966*. 邦訳：飯野利夫『基礎的会計理論』国元書房, 1969年。
- FASB [1978], SFAC No. 1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978. 邦訳：平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 改訂新版』, 中央経済社, 1994年, pp. 1-43.
- FASB [1980a], SFAC No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980. 邦訳：平松一夫・広瀬義州『前掲訳書』, pp. 47-144.
- FASB [1980b], Discussion Memorandum, *Reporting Funds Flow, Liquidity, and Financial Flexibility*, December 1980.
- FASB [1981], Exposure Draft, *Reporting Income, Cash flows, and Financial Position of Business Enterprises*, November 1981.
- FASB [1983], Exposure Draft, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1983.
- FASB [1984], SFAC No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984. 邦訳：平松一夫・広瀬義州『前掲訳書』, pp. 195-266.
- FASB [1986], Exposure Draft, *Statement of Cash Flows*, July 1986.
- 小川 洵 [1999]『会計情報の変革』中央経済社, 1999年。
- 鎌田信夫 [1991] 編著『資金情報開示の理論と制度』白桃書房, 1991年。
- 鎌田信夫 [1995a]『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房, 1995年。
- 企業会計審議会 [1975]『連結財務諸表原則・連結財務諸表原則注解』1975年6月。
- 企業会計審議会 [1986] 第一部会小委員会の中間報告「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」1986年10月。
- 企業会計審議会 [1997]『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』1997年6月。
- 企業会計審議会 [1998]『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』1998年3月。
- 佐藤 靖 [1999b]「キャッシュ・フロー情報の特徴と限界」『会計』第156巻 第2号, 1999年, pp. 30-42。
- 永田 靖 [2001]「企業情報としてのキャッシュ・フロー計算書に関する一考察 —第三の財務表としての有用性—」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際経営学専攻学位

- 修士論文, 2001年。
- 永田 靖 [2004a] 「第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書 一直接法と間接法をめぐる内部矛盾—」『マネジメント研究』広島大学 (第四号), 2004年。
- 永田 靖 [2004b] 「ステークホルダーが求める会計情報のあり方」『中国税理士会報』(No. 483), 2004年。
- 永田 靖 [2004c] 「キャッシュ・フロー計算書の作成目的」『中国税理士会報』(No. 489) 2004年。
- 永田 靖 [2005a] 「アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書導入の背景」『中国税理士会報』(No. 496), 2005年。
- 永田 靖 [2005b] 「キャッシュ・フロー計算書に関する会計基準の国際的調和」『経済研究論集』広島経済大学 第28巻 第3号, 2005年。
- 山形休司 [1986] 『FASB 財務会計基礎概念』同文館, 1986年。
- 百合草裕康 [2001] 『キャッシュ・フロー会計情報の有用性』中央経済社, 2001年。